

那珂川市国民健康保険事業について

令和7年7月29日

那珂川市市民課 国保年金担当

目次

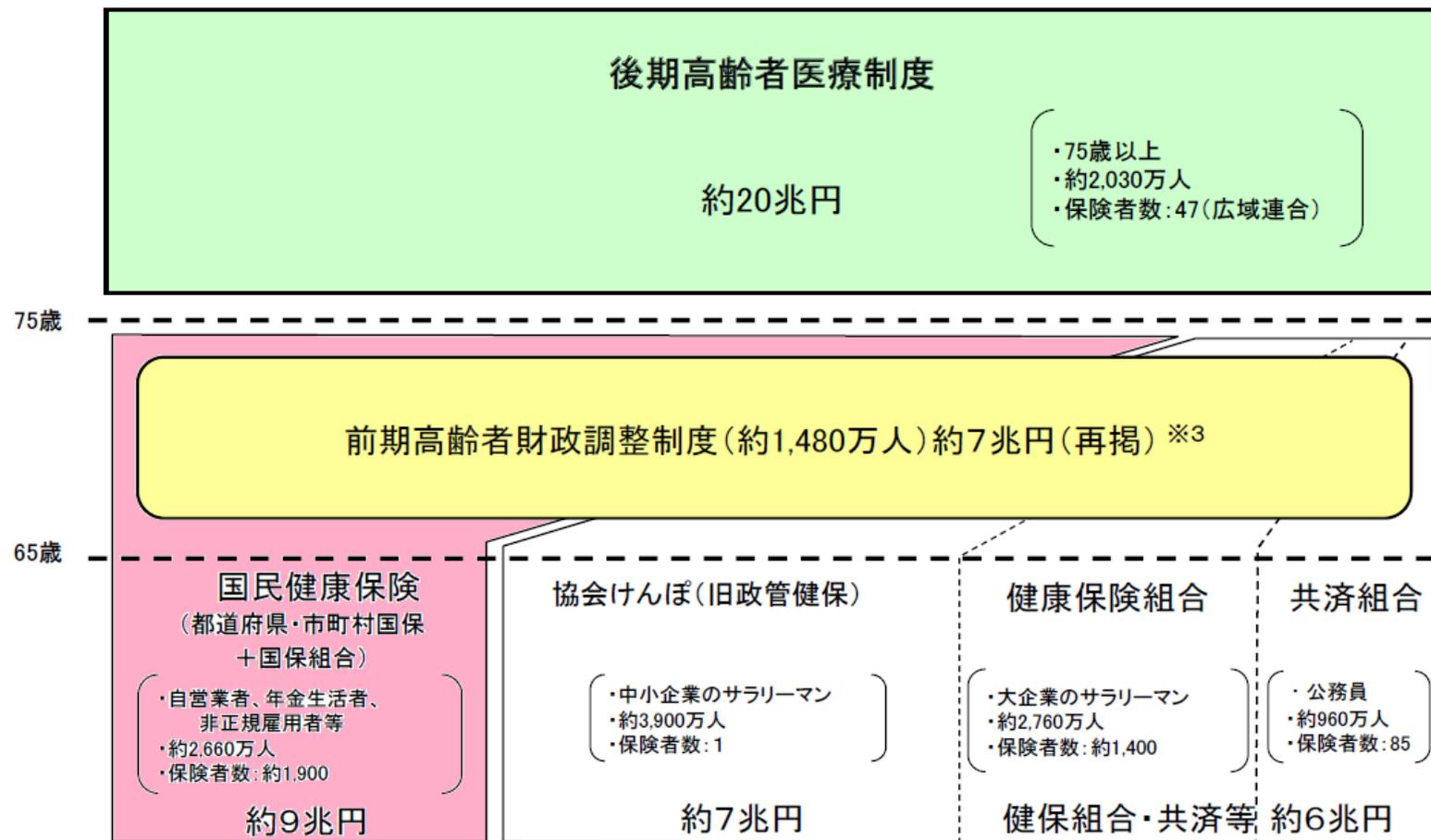
1. 医療保険制度の概要	1
2. 国民健康保険事業の都道府県単位化	2
3. 本市の状況	3
4. 本市国保税の推移	6
5. 保険料水準の統一	9
6. 子ども子育て支援金（令和8年度から）	12

1. 医療保険事制度の概要

医療保険制度の体系

厚労省資料より

- わが国では、すべての国民が何れかの医療保険制度の対象になる国民皆保険制度が確立しており、国民健康保険は協会けんぽ等の社会保険に加入していない人が加入する医療保険制度の基盤としての役割を担っている。
- 国民健康保険は、少子高齢化や社会情勢の変化により、低所得者や高齢者などが他の保険者と比べて多く、また市町村間で年齢構成や所得、医療費に地域差があり、特に小規模自治体では高額な医療費の発生に伴う国保財政の不安定化等の構造的な問題がある。
- 平成30年度から都道府県が市町村と共に国保運営を担い財政運営の責任主体として安定的な財政運営や効率的な事業運営等の事業運営において中心的な役割を担うこととなった。

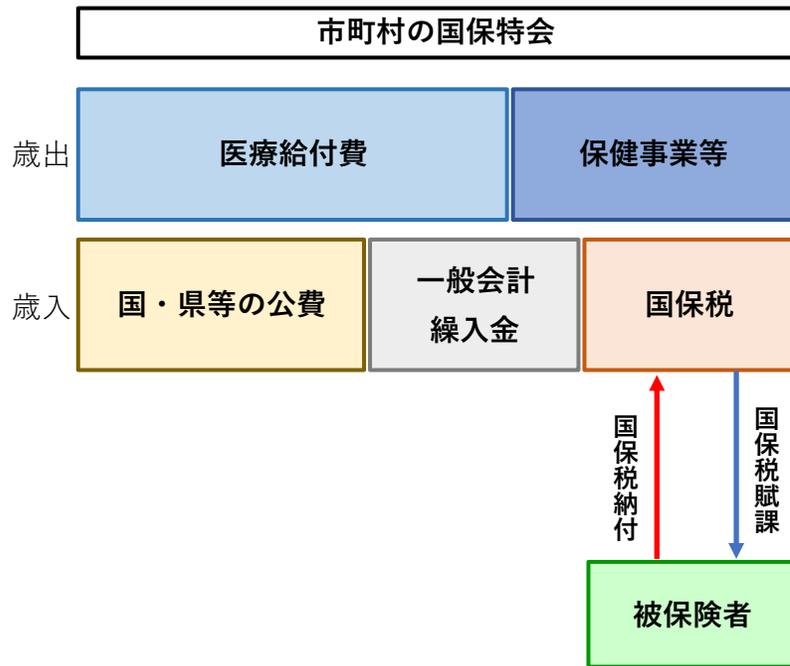


※1 加入者数・保険者数、金額(給付費)は、令和6年度予算ベースの数値。
 ※2 上記のほか、法第3条第2項被保険者(対象者約2万人)、船員保険(対象者約11万人)がある。
 ※3 前期高齢者数(約1,480万人)の内訳は、国保約1,050万人、協会けんぽ約310万人、健保組合約90万人、共済組合約30万人。

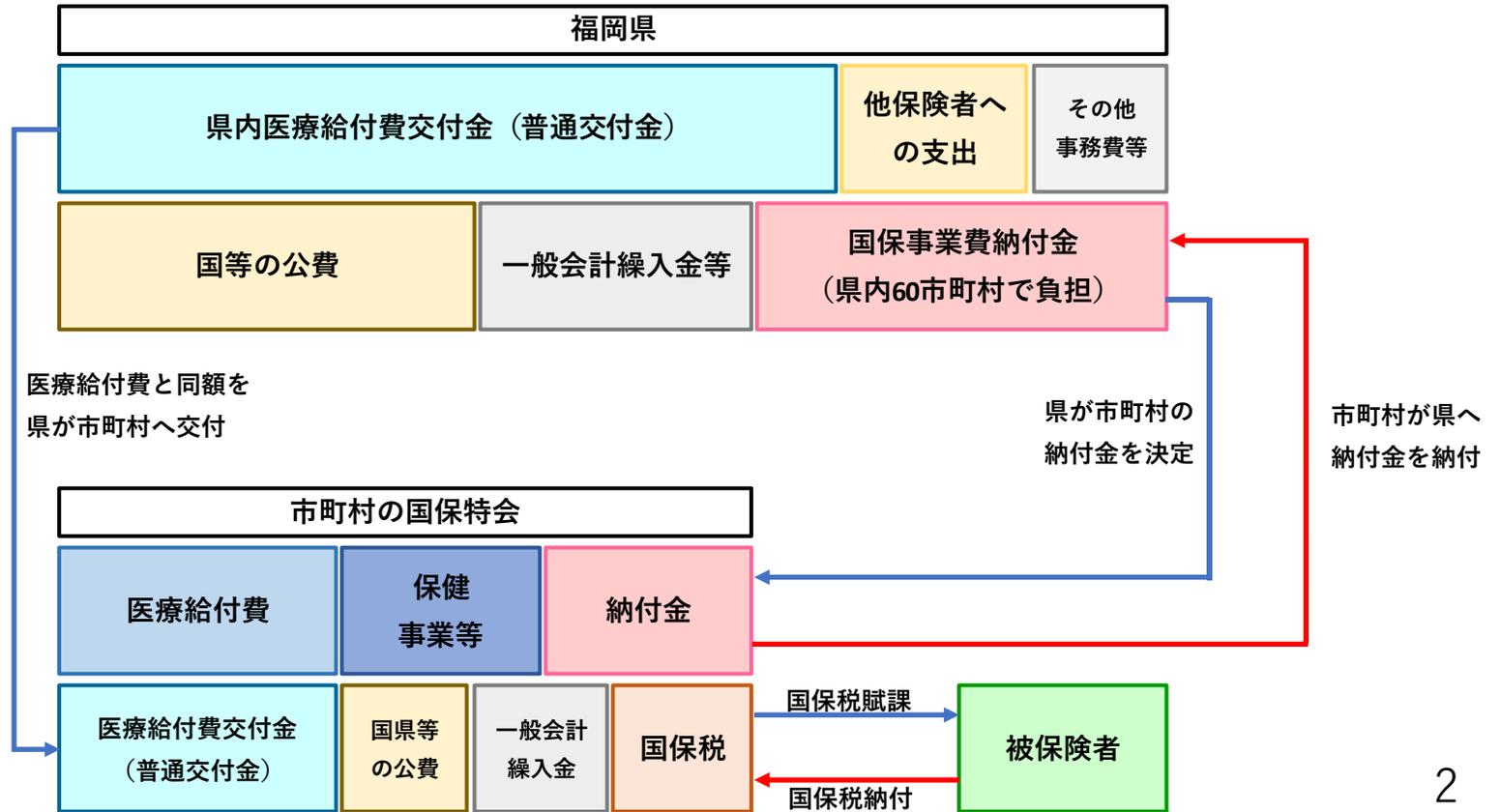
2. 国保事業の都道府県単位化（財政イメージ）

- 市町村は、徴収した国民健康保険税（料）等を財源として、県へ事業費納付金として納付する
- 県は各市町村の国保事業費納付金を決定し、市町村から納付された国保事業費納付金等から保険給付に係る普通交付金を交付する

改革前



改革後

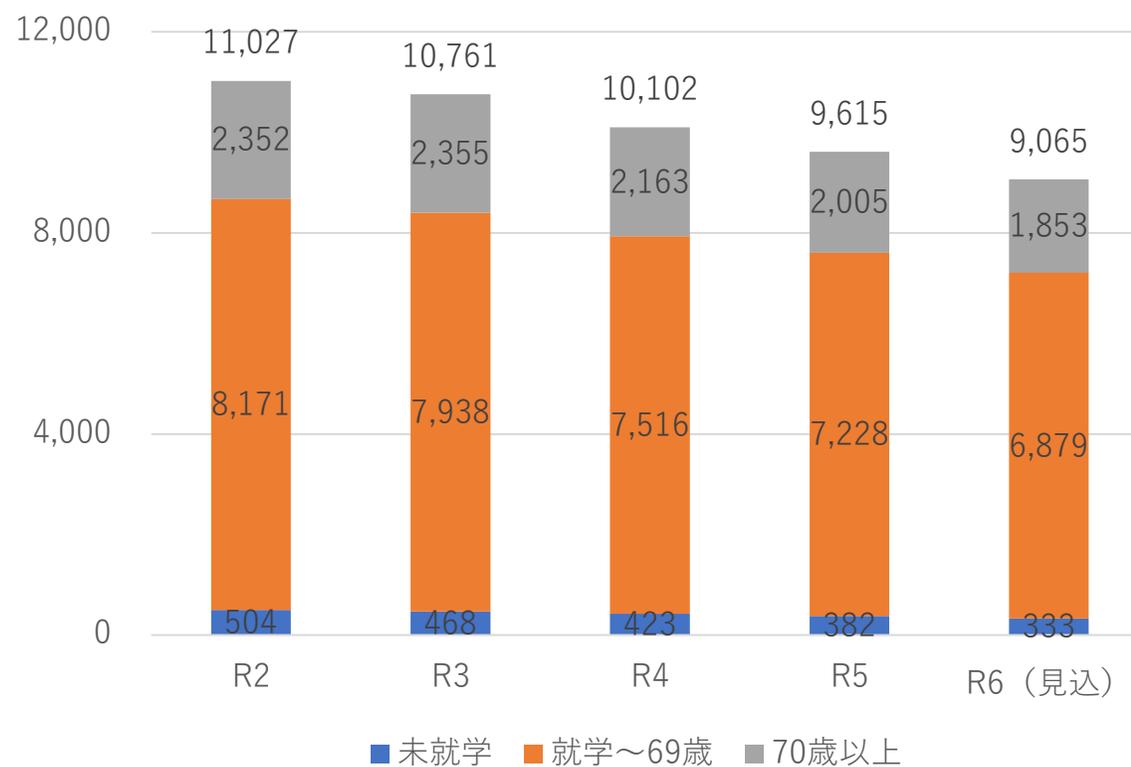


3. 本市の状況

(1) 被保険者数

少子高齢化や団塊の世代が後期高齢者医療制度（75歳以上）へ移行したこと等から、被保険者数は減少傾向にある。

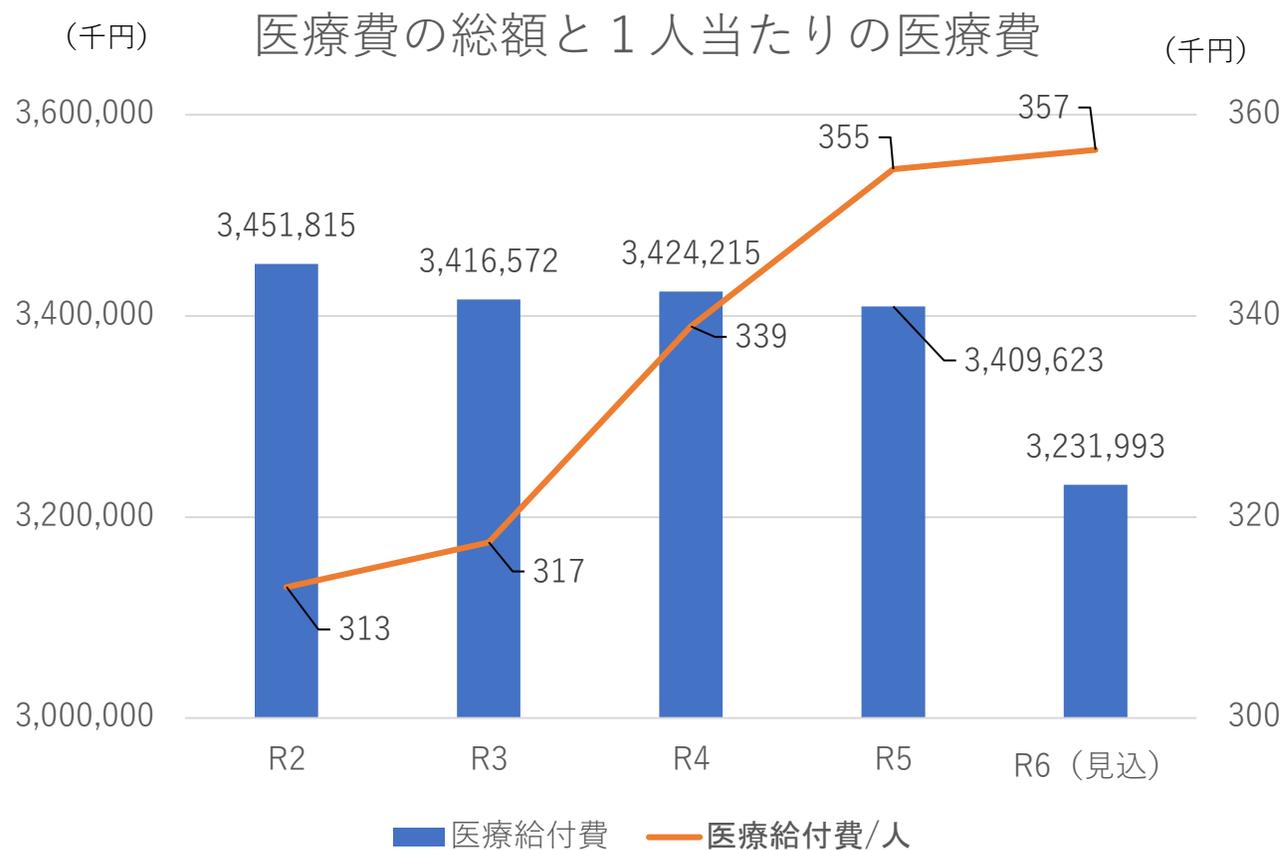
那珂川市の被保険者数



3. 本市の状況

(2) 医療費の推移

- 本市の医療費は減少傾向にある。
- 一方で、1人当たりの医療費は増加傾向にある。



3. 本市の状況

(3) 令和7年度当初予算

(歳入)

(単位：千円)

科目	R7当初予算	R6当初予算	対前年比
1 国保税	993,394	994,788	▲1,394
2 使用料及び手数料	14	23	▲9
3 国庫支出金	1	1	0
4 県支出金	3,520,723	3,562,531	▲41,808
5 繰入金	469,669	444,457	25,212
6 繰越金	1	1	0
7 諸収入	19,571	23,217	▲3,646
歳入合計	5,003,373	5,025,018	▲21,645

(歳出)

(単位：千円)

科目	R7当初予算	R6当初予算	対前年比
1 総務費	93,280	83,730	9,550
2 保険給付費	3,440,900	3,482,470	▲41,570
3 国保事業費納付金	1,388,715	1,388,715	0
4 財政安定化基金拠出金	1	1	0
5 保健事業費	63,445	65,548	▲2,103
6 基金積立金	1	1	0
7 公債費	1	1	0
8 諸支出金	3,871	3,552	319
9 予備費	13,159	1,000	12,159
歳出合計	5,003,373	5,025,018	▲21,645

- それぞれの科目内訳については、参考資料①をご参照ください。
- 各項目の説明については、参考資料②をご参照ください。

4. 本市国保税率の推移

● 令和3年度から令和7年度までの那珂川市国保税率一覧

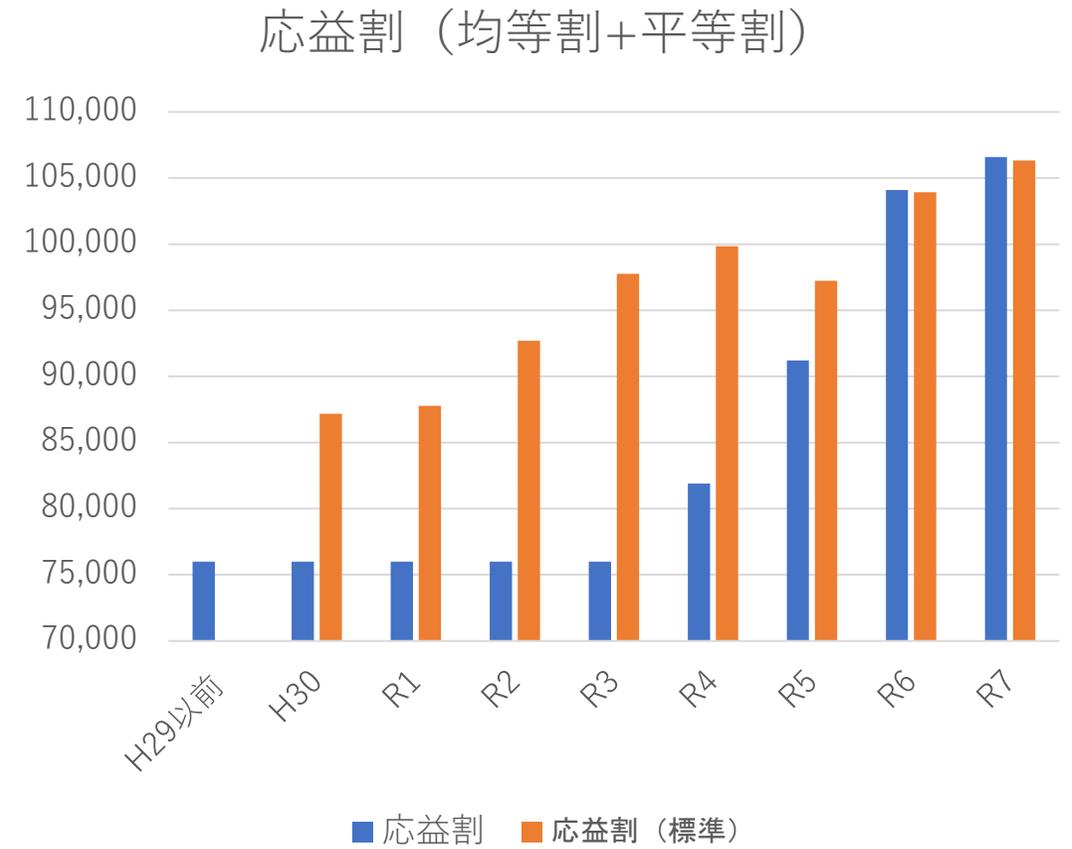
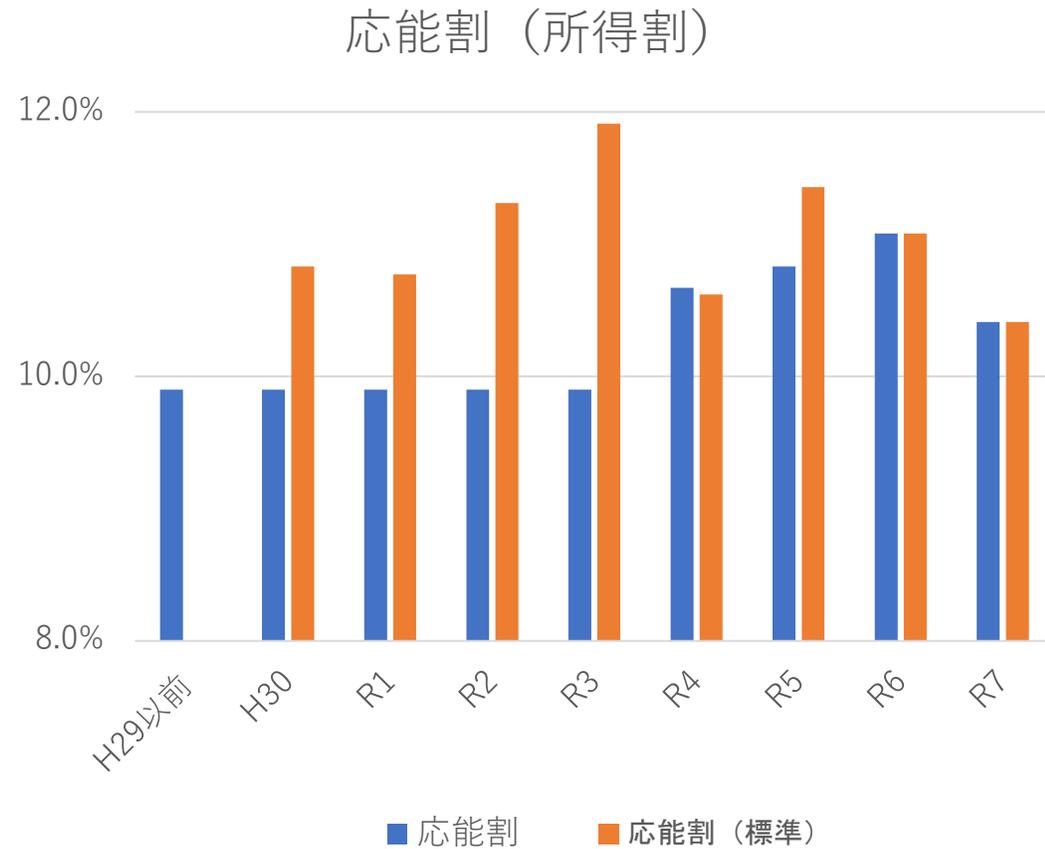
年度	医療給付費分			後期高齢者支援等分			介護納付金分		保険税率計		対前年比	
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	応能割	応益割	応能割	応益割
R3	6.90%	25,000 円	25,000 円	1.70%	6,500 円	6,500 円	1.30%	13,000 円	9.90%	76,000 円	-	-
R4	7.08%	25,800 円	25,800 円	1.98%	7,400 円	7,400 円	1.61%	15,500 円	10.67%	81,900 円	0.77%	5,900 円
R5	7.08%	27,900 円	27,200 円	2.10%	8,900 円	8,700 円	1.65%	18,500 円	10.83%	91,200 円	0.16%	9,300 円
R6	6.59%	29,000 円	28,100 円	2.67%	12,500 円	12,100 円	1.82%	22,400 円	11.08%	104,100 円	0.25%	12,900 円
R7	6.39%	31,200 円	29,500 円	2.35%	12,200 円	11,600 円	1.67%	22,100 円	10.41%	106,600 円	▲0.67%	2,500 円

● 令和3年度から令和7年度までの那珂川市の標準保険料（※）率一覧（参考）

年度	医療給付費分			後期高齢者支援等分			介護納付金分		保険税率計		対前年比	
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	応能割	応益割	応能割	応益割
R3	7.34%	28,130 円	27,639 円	2.44%	9,879 円	9,704 円	2.13%	22,396 円	11.91%	97,748 円	0.60%	5,044 円
R4	6.73%	29,866 円	28,454 円	2.21%	10,339 円	9,849 円	1.68%	21,336 円	10.62%	99,844 円	▲1.29%	2,096 円
R5	6.95%	28,261 円	27,669 円	2.58%	10,765 円	10,539 円	1.90%	20,004 円	11.43%	97,238 円	0.81%	▲2,606 円
R6	6.59%	28,951 円	28,086 円	2.67%	12,428 円	12,083 円	1.82%	22,371 円	11.08%	103,919 円	▲0.35%	6,681 円
R7	6.39%	31,128 円	29,479 円	2.35%	12,172 円	11,518 円	1.67%	22,040 円	10.41%	106,337 円	▲0.67%	2,418 円

（※）標準保険料率とは、福岡県へ納付する国保事業費納付金を賄うために必要な国保税率。毎年度福岡県から市町村毎に示される。

4. 本市国保税率の推移



4. 本市国保税率の推移

被保険者の年間税額への影響（モデルケース）

世帯例	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
 <p>■世帯員の収入・所得 ・男性（62歳）給与収入98万円（所得 43万円）</p> <p>■世帯の収入・所得 収入98万円（所得 43万円）</p> <p>1人世帯</p>	24,400円 (+1,600円)	27,200円 (+2,800円)	31,100円 (+3,900円)	31,900円 (+800円)
 <p>■世帯員の収入・所得 ・男性（72歳）年金収入 242 万円（所得 132 万円） ・女性（70歳）年金収入 100 万円（所得 0円）</p> <p>■世帯の収入・所得 収入 342 万円（所得 132 万円）</p> <p>2人世帯</p>	160,200円 (+8,100円)	169,200円 (+9,000円)	180,900円 (+11,700円)	180,000円 (△900円)
 <p>■世帯員の収入・所得 ・男性（45歳）給与収入 400 万円（所得 276 万円） ・女性（42歳）収入なし 0 円（所得 0円） ・子ども（12歳、10歳）</p> <p>■世帯の収入・所得 収入 400 万円（所得 276 万円）</p> <p>4人世帯</p>	445,500円 (+31,500円)	472,300円 (+26,800円)	509,100円 (+36,800円)	501,300円 (△7,800円)

5. 保険料水準の統一



国民健康保険に加入している皆様へのお知らせ

安定的な国民健康保険制度のために、

保険料水準の統一を目指します

国民健康保険（国保）は、加入者の皆さんからいただく保険料（税）（以下、保険料）や公費負担で運営され、病気やけがをした時に安心して医療を受けられるようにする「支え合い」の制度です。

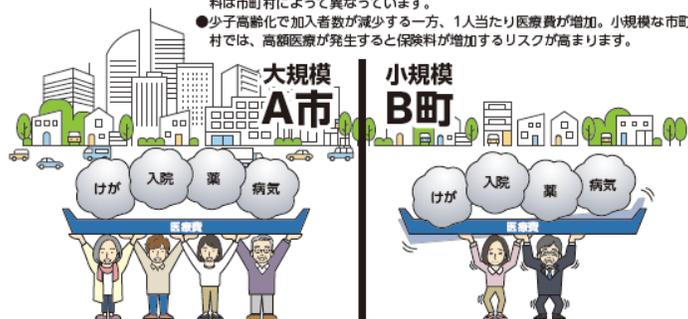
現在、保険料は市町村ごとに異なっています。福岡県では、国保制度を将来にわたって安定的で持続可能なものとするため、福岡県全体の加入者の皆さんで保険料を負担し支え合う「保険料水準の統一」を目指します。

保険料水準の統一とは

県内のどの市町村に住んでいても、同じ所得水準・世帯構成であれば同じ保険料とすることをいいます。

現状

- 病院を受診した際の医療費に対する、窓口負担の割合は全国共通なのに、保険料は市町村によって異なっています。
- 少子高齢化で加入者数が減少する一方、1人当たり医療費が増加。小規模な市町村では、高額医療が発生すると保険料が増加するリスクが高まります。



こうした問題に対応するため

保険料水準の統一後

福岡県全体の加入者で負担を支え合い



- 同じ所得、世帯構成であれば、加入者の保険料に差はなくなり公平になります。
- 保険料が増加するリスクが軽減し、国保制度が安定します。

令和7年度から段階的に移行します



音声コード
(Uni-Voice ユニボイス)

Q1



なぜ保険料水準の統一が必要なの？

A1 現在の国保の保険料は、市町村が、市町村ごとにかかった医療費や財政状況などを参考に決定しています。今後、少子高齢化や医療の高度化によって、加入者数が減少する一方、1人当たり医療費が増加することが予想されます。これにより、特に加入者数の少ない小規模市町村においては財政運営が不安定になり、ひとたび高額な医療費が発生した場合、その市町村にお住まいの加入者の保険料を引き上げざるを得なくなるリスクが高まります。

そのため、市町村ごとで保険料を負担し支え合っている仕組みを県全体で支え合う仕組みに変える「保険料水準の統一」を進め、ある市町村で起きた保険料の増加リスクを県全体で分かち合い、国保を安定的で持続可能な制度に変えていく必要があります。

Q2



保険料はどうなるの？

A2 将来的に「県内のどの市町村に住んでいても、同じ所得水準・世帯構成であれば同じ保険料」になることを目指し、令和7年度から段階的に保険料水準統一の取組を進めていきます。

統一を進めることによって、保険料は県の平均に近づいていくこととなります。そのため、今まで医療費が低いことにより保険料を抑えられてきた市町村においては、保険料が増加する場合があります。

Q3



保険料水準の統一は、福岡県独自の取組なの？

A3 国は、都道府県単位での安定的な国保財政の運営を確保するために、令和6年度から令和11年度までを、保険料水準の統一に向けた取組を加速化させる期間と位置付けています。

現在、全ての都道府県において、保険料水準の統一に向けた取組が進められています。

Q4



今後、どのように統一を進めていくの？

A4 令和6年4月に策定した第二期福岡県国民健康保険運営方針（※）において、保険料水準の統一に関して次のことを明記しています。

- 令和7年度から段階的に保険料水準統一の取組を進めます。
- 保険料の上昇を抑制するため、医療費適正化、県民の健康づくりなどを推進するとともに、地域により異なる医療費水準の格差是正といった課題解決に取り組みます。
- 今後、統一までの道順を示すロードマップを令和8年度までに作成します。

※国民健康保険運営方針とは、福岡県と県内市町村が国民健康保険を共同運営するための統一の方針です。



音声コード
(Uni-Voice ユニボイス)

保険料水準の統一についての

特設ページは
こちら▶▶



【このチラシに関するお問い合わせ先】

福岡県 保健医療部 医療保険課 国保運営係
TEL 092-643-3308 FAX 092-643-3303
E-mail kkaikaku@pref.fukuoka.lg.jp

5. 保険料水準の統一

厚生労働資料より

保険料水準の統一の意義・定義

統一の意義

- ①保険料変動の抑制：特に小規模な保険者で、高額な医療費の発生等による年度間の保険料の変動を抑制可能。
- ②被保険者間の公平性確保：保険運営の都道府県単位化を踏まえ、都道府県内のどの市町村でも、同じ保険給付を同じ保険料負担で受けられることで被保険者の公平性が確保可能。（保険運営の都道府県単位化は平成30年度国保改革で実現済）

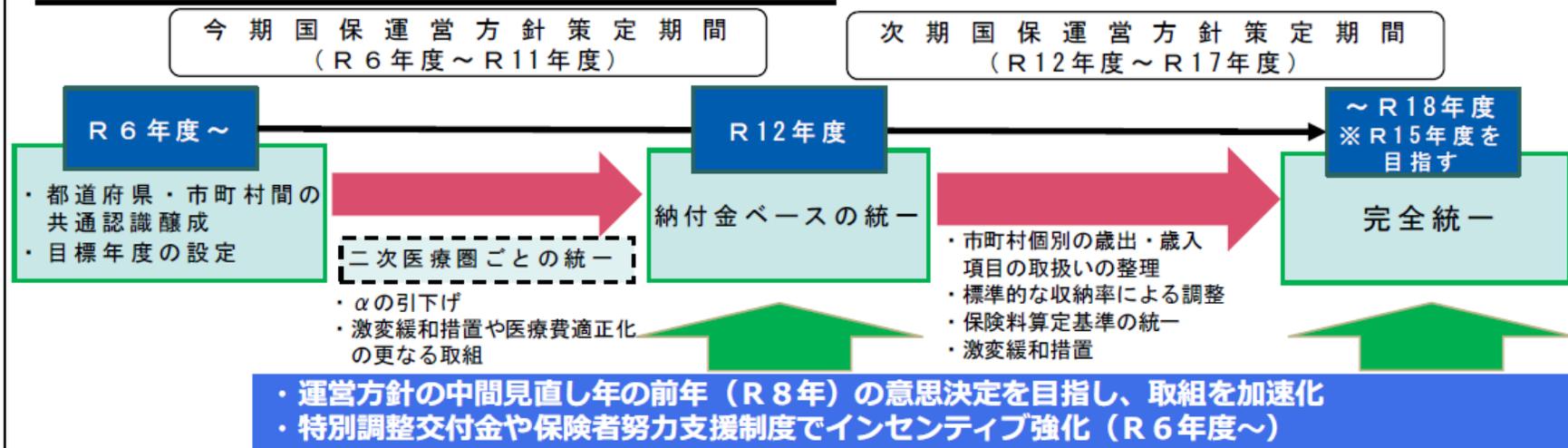
統一の定義

- 納付金ベースの統一：各市町村の納付金に各市町村の医療費水準を反映させない
- 完全統一：同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料とする

統一の目標年度

- 納付金ベースの統一：令和12年度保険料算定までの達成を目標とする。今期国保運営方針の中間見直し年度の前年（令和8年）に向けた取組の加速化を進める。
 - 完全統一：全国において、次期国保運営方針期間（令和12～17年度）の中間年度（令和15年度）までの移行を目指しつつ、遅くとも令和17年度（令和18年度保険料算定）までの移行を目標とする。
- ※完全統一についても、今期国保運営方針の中間見直し年度の前年（令和8年）に目標年度の意思決定ができるよう取組を進める。

保険料水準の統一のスケジュール



5. 保険料水準の統一（福岡県の取組）

①納付金ベースの統一

- 令和6年度までの国保事業費納付金（市が県へ納める納付金）算定については、市町村毎の被保険者の医療費のみで算定されていた。（那珂川市の納付金は、那珂川市国保被保険者の医療費のみが対象）
- これは、納付金算定時に用いる医療費指数反映係数（ α ）が1の状態（ $\alpha = 1$ ）
- 令和7年度から、 α を0.1ずつ減少させ、令和11年度までに $\alpha = 0.5$ とすることを目指している。

（医療費指数反映係数 α の推移）

	R6年度まで	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
α	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5

②完全統一

- 市町村特別会計の歳入歳出項目の取扱い、保険料算定方法の統一等について、納付金や標準保険料率への影響等を踏まえ慎重に検討を行う。
- その上で、令和8年度までに完全統一に向けたロードマップを作成することを目指す。

6. 子ども子育て支援金（令和8年度から）

(1)概要

- 子育て世帯を支える新しい分かち合い・連携の仕組みとして、全世代で医療保険の保険料（税）とあわせて、令和8年度から課税される（拠出される）もの。
- 国民健康保険税の内訳として、既存の医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に新しく子ども子育て支援金分が加わる。
- 県へ納付する国保事業費納付金についても、同様に子ども子育て支援金分が加わることとなる。

年度	医療給付費分			後期高齢者支援等分			介護納付金分		子ども子育て支援分		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	所得割	均等割	平等割
R3	6.90%	25,000 円	25,000 円	1.70%	6,500 円	6,500 円	1.30%	13,000 円			
R4	7.08%	25,800 円	25,800 円	1.98%	7,400 円	7,400 円	1.61%	15,500 円			
R5	7.08%	27,900 円	27,200 円	2.10%	8,900 円	8,700 円	1.65%	18,500 円			
R6	6.59%	29,000 円	28,100 円	2.67%	12,500 円	12,100 円	1.82%	22,400 円			
R7	6.39%	31,200 円	29,500 円	2.35%	12,200 円	11,600 円	1.67%	22,100 円			
R8	●.●%	●●●●円	●●●●円	●.●%	●●●●円	●●●●円	●.●%	●●●●円	●.●%	●●●●円	●●●●円

R7年度まで課税なし

- R8年度は税率等未定の為、●としています。
- 子ども子育て支援分の算定方式は、未定です。

R8年度から新しく課税

6. 子ども子育て支援金（令和8年度から）

(2) 課税イメージ

- 国民健康保険における支援金については、こどもがいる世帯の負担が増えないよう、18歳未満のこども（※）に係る支援金の均等割額の10割軽減とし、18歳以上の被保険者数に応じて按分される。

（※）18歳に達する日以後の最初の3月31日以前のこども（高校生世代までのこども）

●18歳未満被保険者

